

平成30年度
社会福祉法人ひまわり会
あかつき学園周辺水路等整備工事(仮称)

入札説明書
(条件付き一般競争入札)

平成30年11月

発注者	社会福祉法人ひまわり会
設計監理	有限会社本田設計

1. 工事名称 平成30年度社会福祉法人ひまわり会 あかつき学園周辺水路等整備工事(仮称)
2. 工事場所 宮崎県日向市大字塩見権現原15151-1 周辺水路(設計図に記載)
3. 入札参加条件 本入札に参加できる条件は以下の通りとする。
- 1) 平成30年度の日向市の指名業者であり、次の条件を満たすこと。
 - 1 登録業種が土木工事であること。
 - 2 登録格付けが、AまたはBであること。
 - 3 指名停止中でないこと。
 - 2) 直近2年以内に入札価格以上の公共工事を行っていること。
 - 3) 過去に水路等の側溝材を敷設した経験を有すること。
 - 4) 本工事において、誠実に工事が履行できる会社であること。
4. 入札図書 入札説明書 (本書) 全 4 葉
設計図 全 22 葉
上記図書については、8.質疑先((有)本田設計)へメールし入手してください。
5. 施工範囲 水路工事一式
 - ・ 用水路整備工事
 - ・ 排水路設備工事
6. 優先順位 1 現場指示事項 2 入札説明書
3 設計図 4 共通仕様書
5 工事契約内訳書
7. 予定工期 平成30年12月5日～平成31年1月31日
8. 現地調査質疑応答 現地調査 入札日までの期間
質疑方法 配布書式にてメール質疑
質疑先 (有)本田設計 mail:hondasekkei@adhonda.com
回答 メールにて配信
9. 入札要領 日向市書式の入札書及び内訳見積書を同一封筒に入れ封印して提出してください。
提出期限 平成30年12月4日 午後5時 必着
提出先 社会福祉法人ひまわり会日向事務所(永寿園)
宮崎県日向市大字富高546番地1 TEL:0982-53-4007
- 図書宛名 社会福祉法人ひまわり会 理事長 森迫 建博
- 注意事項 入札書に記載する金額は、内訳見積書と同じ金額とすること。
現地を確認し、設計図と異なる場合は必ず質疑し回答を得て入札すること。
工事金額の消費税は別途とする。
入札後までに配布図書は記名の上全て返却すること。
- 提出書類 落札された方は、入札日を含み3日以内に次の図書を提出して下さい。
工事内訳書原本(明細書付)
工事内訳書電子データ(エクセルデータ CD-R)
工事工程表
但し、提出書類に不足がある場合は追加提出すること。

10. 別途契約 設計図 -9に記載する農道横断溝布設工事については、日向市と別途契約を行う。
本入札金額から、この工事金額は別途とし、工事入札受注後、協議を必要とする。
注意: 設計図の通り施工するが、本入札では別途契約工事となる。
11. 工事内訳書作成時注意事項
- 1) 積算に際しては、目的物の用途、使用方法及び使い勝手等を理解して、使用部材の品質・規格などは十分に吟味・検討して決定すること。
 - 2) 内訳書には積算時の品質・規格・メーカーなどを明記すること。
 - 3) 内訳書細部項目は可能な限り一式表示を避け、数量、単価を明記すること。
 - 4) 内訳書に関して出精値引項目は一切認めない。それに類する値引をする場合は内訳書の各項目へ還元して金額とすること。
12. 請負業者選定方法
- 1) 入札において予定価格より低い金額で最低金額を入札された方を契約候補者とします。
 - 2) 入札後提出された工事内訳書等の提出図書において、本事業の趣旨と合致しない場合は、契約を締結しない場合があるので注意すること。
13. 代金決済条件
- 1) 前払金は無とします。
 - 2) すべての工事が完了し、検査及び検収に合格の後の月末請求書提出起算40日以内に指定銀行振込による支払いとする。
14. 契約書の書式
- 1) 四会連合会契約書式とする。(約款においても採用する)
 - 2) 入札説明書(本書)・質疑応答書の内容も契約対象とする。
15. 工事保険
- 請負者の責任で工事保険、労災保険等には加入し、その写しを契約書に添付すること。
16. 現場代理人及び主任技術者
- 現場代理人は専任とし、工事期間中から工事完成まで、発注者の要請以外の理由で現場代理人の変更を行わないことを原則とする。
17. 仮設事務所など
- 1) 請負者用の工事事務所は、設置しないことができる。
 - 2) 仮設電力は請負者の負担で引き込んで使用する。
 - 3) 仮設水道は請負者の負担で引き込んで使用する。
 - 4) 電気料・水道料は有償とする。
18. 特記事項
- 1) 本工事は、法令の遵守を含み、請負者の責任施工とする。
 - 2) 工事において、交通安全に細心の注意を払い、また、近隣との調整を図り、苦情等が出ないように細心の注意のもとに工事を行い、苦情等が発生した場合は、直ちに対処し、発注者及び監理者へ報告を行うこと。
 - 3) 工事場所周辺の調査を行い、工事部分に影響がある部分は事前に対処し近隣に迷惑のかからないよう配慮すること。
 - 4) 工事場所周辺の道路は、農道で有り、工事施工の際の作業により道路使用は、事前に申し出て近隣の承諾を必要とする。

- 5) 本工事の内容を充分把握し、不明な事柄は独自の判断とせず監理者と協議を要する。設計図に記載する工事において現地の状況を把握し変更等が発生した場合は事前に監理者と協議すること。いかなる場合も契約金額の増額はおこなわない。
- 6) 施工に際しては全て施工図を作成の上、発注者、監理者と打合わせを行い、承諾を得て施工する事。この工事に起因する全ての経費は請負者の費用とする。
- 7) 本工事施工中に交通障害、騒音、風塵、振動等の苦情が発生した場合は、即時責任を持って対処する事。工事に起因するものは請負者の費用とする。
- 8) 本工事は、施設の用途及び環境状況を踏まえて工事を計画し、設計図に疑義がある場合には、発注者及び監理者へ報告、助言等を行い施工すること。
- 9) 工事期間において、平成30年11月頃より近隣環境整備工事が行われるので、工事への協力をお願いする。
- 10) 尚、本工事工程において、最も優先する工事は近隣対策工事であり、事前に対処方法や工事時期について、打ち合わせを必要とする。
- 11) 本工事の施工箇所に隣接する地形地質に変更を与えないように注意し、施工前の写真等により記録を行い、復旧すること。
- 12) 本工事の完成引渡日から起算して2年間の瑕疵担保責任期間を厳守すること。

以 上